

健康診断後の事後措置を忘れていませんか？



健康診断の結果が返ってきたのね。
健診に引っかった人はいる？

血压やコレステロールが高い…
「所見あり」の従業員が何人かいるなあ。



「所見あり」ね…それなら、産業医に「医師の意見欄」を
書いてもらわないと！
労働安全衛生法で定められているのよ。



え～っ！うちは50人未満の会社だから「産業医」なんていないよ！

従業員50人未満の会社なら、地域産業保健センターに
相談すればいいのよ♪



中小企業の為の支援だから、費用は無料なの。



でも、仕事が忙しいし…
手続きが面倒なんじゃない？



会社の代表が従業員の健診結果をまとめて持っていけばいいのよ！
従業員の健康の為に注意することも教えてくれるわよ。
申込用紙を書いてFAXで送ってね！



①健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

従業員数50名未満の事業場の方は、最寄りの地域産業保健センターをご活用ください！

地域産業保健センターでは、下記の支援も無料で行っております。

②長時間労働者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の8及び9）

時間外労働が長時間に及び労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

③労働者の健康管理（メンタルヘルス、脳・心臓疾患）に係る相談

④ストレスチェックの面接指導

⑤個別訪問による産業保健指導の実施

※本社等に産業医がいる場合には、そちらへの協力を要請するようお願いする場合がございます。
医療機関をご紹介する等、ご利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

地域産業保健センター

| | | | | | |
|-------|-----------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 岡山 | 〒700-0024 | 岡山市北区駅元町19-2 | 岡山県医師会館5階 | TEL086-250-2386 | FAX086-250-2386 |
| 倉敷 | 〒710-0038 | 倉敷市新田2689 | 倉敷呼吸器センター内 | TEL086-441-8180 | FAX086-441-8180 |
| 玉野・児島 | 〒706-0013 | 玉野市奥玉1丁目18-5 | すこやかセンター内 | TEL0863-32-5501 | FAX0863-32-5501 |
| 美作 | 〒708-0051 | 津山市椿高下114 | 津山市医師会内 | TEL0868-24-2551 | FAX0868-22-9133 |
| 井笠・浅口 | 〒714-0081 | 笠岡市笠岡5628 | 笠岡医師会内 | TEL0865-63-0239 | FAX0865-63-0239 |
| 東備 | 〒709-0816 | 赤磐市下市187-1 | | TEL086-955-9235 | FAX086-955-8189 |
| 備北 | 〒718-0003 | 新見市高尾2306-5 | 新見医師会・くろかみ内 | TEL0867-72-0887 | FAX0867-71-0309 |

総合窓口

独立行政法人 労働者健康安全機構 岡山産業保健総合支援センター ☎086-212-1222

〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12階

健康相談・面接指導 利用申込書

平成 年 月 日

| | | |
|---------------------|---|--|
| 事業場 | 事業場名 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 労働者数 | (男: 人) (女: 人) (計: 人) |
| | 業種 (いずれかに○) | 1.製造業 2.建設業 3.運送業 4.電気・ガス・水道業 5.情報通信 6.卸・小売 7.金融・保険 8.不動産業 9.飲食店・宿泊業 10.医療・福祉 11.教育・学習支援事業 12.サービス業(その他) 13.その他 |
| | 事業内容 | 例) 菓子の製造・販売/小荷物の配送/ビルの防水工事 のように記入してください |
| | 代表者 | 職名: 氏名: |
| | 連絡担当者 | 職名: 氏名: 電話: FAX: |
| 企業の情報 ^{※1} | 企業名 () 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 ^{※2} (有 ・ 無) | |
| 相談対応 | 相談内容 (希望するものに○) | 1 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 2 長時間労働者に対する面接指導 *詳細を「その他連絡事項欄」へ (対象者 名) 3 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 4 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談 (対象者 名) 5 保健師による保健指導等 (対象者 名) 6 その他 () (対象者 名) |
| 事業場訪問 | | 1 希望する 2 希望しない |
| | | 1 職場巡視等による産業保健指導 2 健康講話 3 労働衛生工学専門員による作業環境等の産業保健指導 |
| その他連絡事項 | *上記「相談内容」の 2 長時間労働者についての詳細 ◆対象月: _____月 ◆対象者: 100時間超 名 80時間超 名 その他 名 ★ _____月 監督署の指導を受けた | |

※1 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。

総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※2 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※3 利用の申込みは、年度毎に2回まで可能です。申込みの状況等により、利用をお断りする場合があります。

※4 相談対応は、事業場、またはセンター指定の場所にて行います。

※5 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

*下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

チェック欄
はい いいえ

- 1 事業場は50人未満です。 はい いいえ
- 2 当社に総括産業医は居ません。 はい いいえ
- 3 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 はい いいえ
- 4 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 はい いいえ
- 5 今回が初めての利用です。 はい いいえ (前回利用日 年 月頃)